仕　様　書

本仕様書は、調達案件の大要を示すものであり、契約条件については、西知多医療厚生組合財務規則第３条に規定する東海市契約規則(昭和４４年東海市規則第１１号)による。

１　概要

(1) 調達件名　　公立西知多総合病院で使用する電気

(2) 需要場所　　東海市中ノ池三丁目１番地の１　公立西知多総合病院

(3) 業種及び用途　病院

２　仕様

(1) 供給電気方式

ア　供給電気方式　　：交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）：６，６００Ｖ

ウ　標準周波数　　：６０Ｈｚ

エ　受電方式　　：２回線受電

オ　蓄熱式負荷設備の有無：無

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア　予定契約電力　：１，８４０ｋｗ（予備線あり）

イ　予定使用電力量：８，６９４，５８９ｋＷｈ

（月別の予定使用電力量は別紙１のとおり。）

(3) 使用期間

令和９年（２０２７年）４月１日午前０時から

令和１０年（２０２８年）３月３１日午後１２時まで

また、本件は、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

(4) 電力量等の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、電力量等の検針に必要な機器の交換について調整が必要な場合は、一般送配電事業者と調整すること。

(5) 需給地点

公立西知多総合病院構内引込第１柱過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ。

(8) 電気料金の算定方法

ア　電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

イ　電気料金は、次の(ｱ)から(ｴ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ｱ) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金（常時）＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率／100）

・基本料金（予備線）＝契約電力×予備線基本料金単価

(ｲ) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(ｳ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとし、以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

(ｴ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。

ウ　電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする

(ｱ) 契約電力の単位は１kW とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(ｲ) 使用電力量の単位は１kWh とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(ｳ) 力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(9) 電気料金の支払条件等

この契約における支払回数は１２回とし、各月の電気使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から３０日以内とする。

(10) その他

ア　平均力率　１００％

イ　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ　非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

７５０ｋＶＡ　２台

エ　使用電力量の検針後、速やかに検針結果（最大電力、使用電力量、料金等）を通知すること。

オ　増税等、法改正に伴い契約単価に変更が伴う場合、必要に応じて契約単価を見直すものとする。

カ　この仕様書に定めのない事項については、協議を行うこと。

月別の予定使用電力量　　別紙1

	予定最大需要電力（kw）	力率（%）	予定使用電力量（kwh）	予定使用電力量内訳		
				昼間時間（kwh）	夜間時間（kwh）	重負荷時間（kwh）
4月	1,490	85	598,144	334,762	263,382	
5月	1,552	85	596,340	307,971	288,369	
6月	1,771	85	703,825	419,176	284,649	
7月	1,757	85	882,252	230,456	376,814	274,982
8月	1,757	85	915,199	231,003	418,055	266,141
9月	1,760	85	788,314	198,726	350,875	238,713
10月	1,645	85	633,323	379,141	254,182	
11月	1,652	85	594,292	322,262	272,030	
12月	1,706	85	742,414	411,747	330,667	
1月	1,724	85	839,668	415,658	424,010	
2月	1,724	85	689,170	360,896	328,274	
3月	1,714	85	711,648	393,112	318,536	
合計			8,694,589	4,004,910	3,909,843	779,836

※「重負荷時間」とは夏季（7月1日から9月30日まで）の午前10時から午後5時までの時間をいう。

但し、次に定める日の該当する時間を除く。

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

※「昼間時間」とは、午前8時から午後10時までの時間をいう。

但し、重負荷時間および次に定める日の該当する時間を除く。

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、

5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

※「夜間時間」とは、重負荷及び昼間時間以外の時間をいう。